

令和8年度森町住宅用太陽光発電システム設置補助金

～申請の手引き～

1. 補助金の対象となる方

以下の要件を全て備えている方が対象となります。

- ①森町内に住んでいる方または森町内に転入してくる方で、自ら居住する既築または新築の住宅に、新たに住宅用太陽光発電システムを設置しようとする方。（店舗兼用住宅を含みます。）
- ②町の補助金交付決定後に工事を行い、令和9年2月末までに設置完了できる方。
- ③借地・借家の場合、当該土地建物の所有者の承諾を得ている方。
- ④本人及び同居家族に町税等の滞納のない方。
- ⑤設置後1年間発電量などのデータを提出できる方。
- ⑥過去に本補助金の交付を受けていない方。

2. 補助金の対象となる発電システム

以下の全ての要件を満たしている太陽光発電システムとなります。

- ①未使用品のもの。（新品のもの）
- ②低圧配電線と逆潮流有りで連系し、電力会社と電力受給契約を結ぶもの。（自家使用を超える余剰電力を電力会社に売電することができるシステムのもの）
- ③太陽電池モジュールの最大出力が10kW未満のもの。
- ④発電量を記録できる装置（モニター等）が設置されているもの。

3. 補助金の対象となる定置用蓄電システム

以下の全ての要件を満たしている定置用蓄電システムとなります。

- ①上記発電システムと同時に設置されるもの。
- ②常時、上記発電システムと接続し、同システムが発電する電力を充放電できる蓄電池であること。
- ③日本産業規格又は一般社団法人電池工業会規格に準拠しているもの。
- ④蓄電容量の合計が1kWh以上であるもの。
- ⑤未使用品のもの。（新品のもの）
- ⑥メーカー指定の環境条件に設置していること。

4. 補助対象経費

発電システムを構成する以下の機械購入費・設置費が対象となります。

太陽電池モジュール・架台・接続箱・直流側開閉器・パワーコンディショナ・交流側開閉器・発生電力計・余剰電力販売用電力計・定置用蓄電池設置費・設置工事に係る費用（配線・配線器具の購入設置費）

5. 補助金額

■発電システム■

1 kWあたり5万円（上限3 kWまで最大15万円）

補助金額 = 太陽電池モジュールの公称最大出力 × 1 kWあたり5万円
※1,000円未満の端数は切り捨てとなります。

■定置用蓄電システム

発電システムと同時に設置する定置用蓄電池 5万円

6. 補助金交付申請の流れ

■補助金交付申請■

補助金交付申請書（様式第1号）に以下の書類を添付して企画振興課振興係まで持参して下さい。

- ・本人及び同居家族の納税証明書
- ・納入証明書及び町税・使用料等納入状況調査承諾書（様式第2号）
- ・現に住所を有する市町村が発行する本人及び同居家族の納税証明書・納入証明書【町外から転入してくる方のみ必要】
- ・土地建物所有者の承諾書（様式第3号）【土地建物を借りている方のみ必要】
- ・発電システムの設置に係る図面
- ・経費の内訳書が明記されている工事契約書の写し
- ・発電システムの最大出力値及び定置用蓄電システムの蓄電容量が確認できる書類（カタログの仕様表など太陽電池モジュールの公称最大出力値等が分かるものの写しなど）

■交付の決定■

町では補助金交付申請書を受領後、内容の審査を行い、適正と認めた場合は交付決定の通知をします。

（交付決定前に工事を着工しないでください）

■ 交付決定後の内容変更について ■

補助金の交付決定後に、対象システムやモジュールの型番変更または設置枚数の変更により最大出力が変更となる場合は、事前に変更承認申請書（様式第6号）に関係書類を添えて提出し、承認を受けなければなりません。

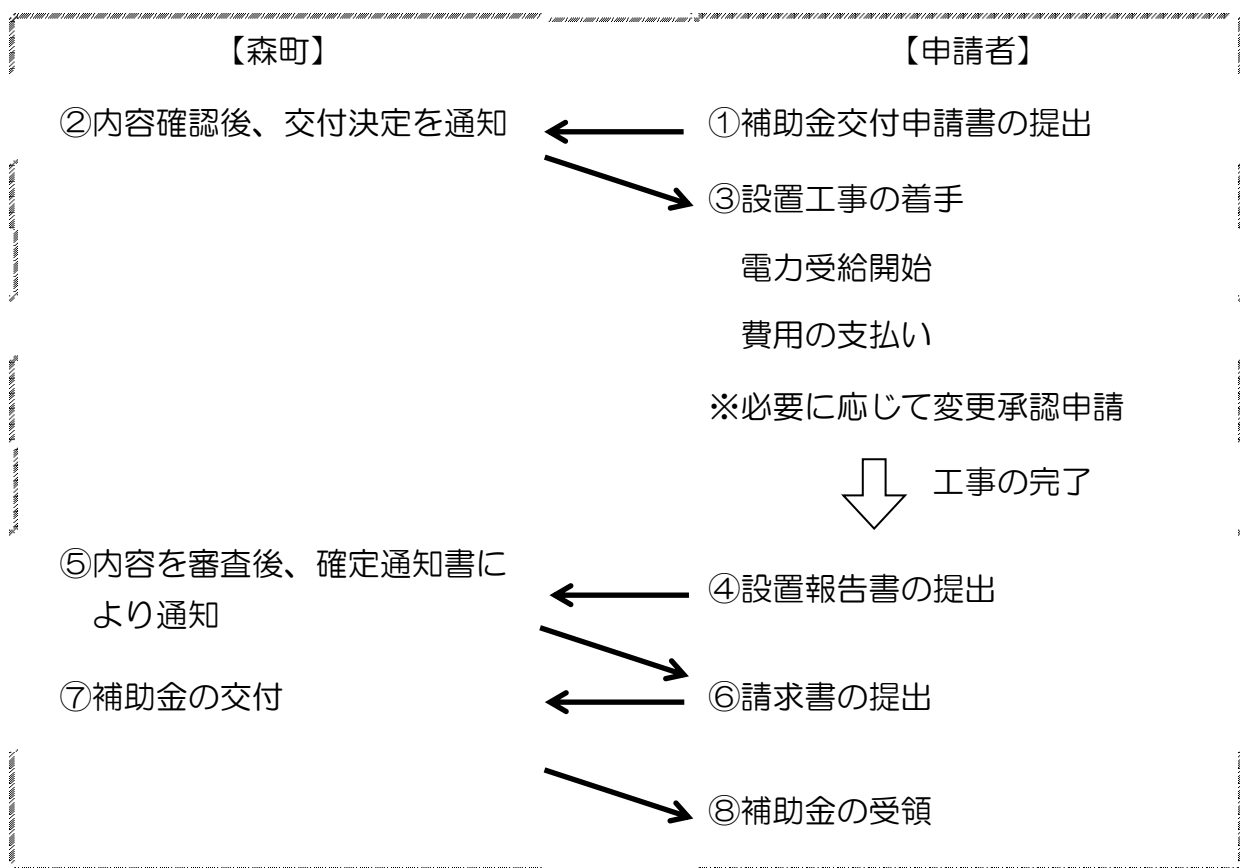
■ 設置報告 ■

補助金の申請者は工事が完了したときは速やかに設置報告書（様式第8号）に以下の書類を添付して令和9年2月末日までに提出しなければなりません。

- ・ 発電システム及び定置用蓄電システムの設置に係る領収書及び内訳書の写し
- ・ 補助対象システム購入経費の内訳が明記されているもの
- ・ 発電システム及び定置用蓄電システムの設置状況を撮影した写真
- ・ 電力会社との電力受給契約書の写し
- ・ しゅん工検査の試験記録書の写し
- ・ 補助事業者本人の住民票

■ 補助金の交付 ■

補助金の申請者から設置報告が提出された後、町ではその内容を審査して適正と認めるときは、補助金交付確定通知書により通知します。通知後に補助金交付請求書により、補助金の交付を口座振込で行います。



7. 設置後の運転状況の報告義務について

この補助金を受けた方は、設置後1年間発電量についての状況を報告していただきます。（電力会社の売電買電検針票・電気料金のお知らせの電力量でも記入できるので設置後1年間は破棄しないようにして下さい。）

8. 発電システムの維持管理について

この補助金を受けた方は、発電システム等を法定耐用年数期間（発電システム17年・定置用蓄電池6年）適切に維持管理しなければなりません。

9. 補助金交付決定の取消し等について

以下のいずれかに該当した場合には、補助金の交付の全部または一部を取り消し、または補助金を既に交付している場合には、その全部または一部の返還を命じることがあります。

- ①虚偽の申請その他不正の手段により補助金を受けたとき
- ②補助金を発電システムの設置以外の用途に使用したとき
- ③運転状況報告がなされないとき
- ④発電システムを補助金交付目的に反して使用・売却・譲渡・交換・廃棄・貸付・担保に供したとき

10. 受付期間について

令和8年4月1日（水）から令和8年11月13日（金）まで

※予算（100万円）に達した段階で受付を終了します。

お問い合わせ先

〒049-2393

茅部郡森町字御幸町144番地1

森町企画振興課計画振興係 まで

TEL 01374-7-1283

FAX 01374-2-3244